

GHG 排出量算定サービス導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、温室効果ガス（Green House Gas。以下「GHG」という。）の把握並びに削減に資する GHG 排出量算定サービスを導入する中小事業者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、中小事業者の脱炭素化の取組及び経済活動の推進を目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定めるとおりとし、補助事業年度の4月1日以降に契約し、その日から起算して30日以内に補助金を交付申請した事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL未滿の事業所（工場・ビル等）のみを設置し、または管理する事業者とする。ただし、過去に本補助金を受給した者については、交付の対象とならないものとする。

(補助対象経費・補助対象期間及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）・補助対象期間及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、協会が指定する期限までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）
- (3) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業届出書の写し）
- (4) 契約関係を示す書類の写し
- (5) その他協会が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 協会は、前項の規定による補助金交付申請書及び関係書類を受け取った後、当該申請に係る書類の審査を行い、適正な内容であると認めた時は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに補助事業申請取下げ届出書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認)

第8条 補助事業者が、次に掲げる事業内容の変更の承認を受けようとする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第4号）に、変更後の第5条第1項第1号及び第2号に定める書類を添付

して速やかに協会に提出しなければならない。

(1) GHG 排出量算定サービスの契約に変更がある場合

(2) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費に変更がある場合

2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第6号）に、変更後の第5条第1項第1号及び第2号に定める書類を添付して速やかに協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または、補助金の交付の決定があった年度の3月18日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第8号）（以下「報告書」という。）を協会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書（様式第8号別紙1）

(2) 収支決算書（様式第8号別紙2）

(3) 経費の支払を確認できる書類（請求書及び領収書、振込票等）の写し

(4) その他協会が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 協会は、前条の規定による報告書の提出があった場合には、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）を補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求等）

第12条 協会は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 協会は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく協会の処分または指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。

(4) 補助事業者が、補助事業に関して契約日から3か月未満で契約を解除した場合。

(5) 協会が別途指定する期日までに、正当な理由無く第10条に規定する事業実績報告がない場合。

(6) 実績報告後、不備の修正が完了しないまま協会が別途指定する期日が到来した場合。

(7) 協会が別途指定する期日までに、協会への請求の意思が現われなかった場合。

- 2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 協会は、第1項に基づく取り消しまたは変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 協会は、第1項の規定による取り消しをした場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、第4項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(事業効果の把握等)

- 第14条 協会は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために、必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 協会は、前項による報告内容及びその他補助事業の実施に関する事項について、公表することができる。

(帳簿の備付け)

- 第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表1 補助対象事業（第2条関係）

補助対象事業	内 容
GHG 排出量算定サービス	事業者のサプライチェーン排出量（スコープ3を含む） ^{※1} の把握並びに削減に資するシステム ^{※2} 。

※1 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量。

※2 サプライチェーン排出量（スコープ3を含む）の算定を必要とする。

別表2 補助対象経費・補助対象期間及び補助金額（第4条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助金額 ^{※7,8}
システムの月額使用料 ^{※1,2,3,4,5,6}	補助対象事業の契約日の属する月から当該年度の3月まで ただし、無料期間など月額使用料が発生しない期間は除く。	補助対象経費の1/2 （上限1万円/月）

※1 月額使用料（月額使用料相当額を含む）を3か月以上支払った経費を対象とする。

※2 初期費用は対象外とする。

※3 協会が指定する期日までに支払が完了した使用料を対象とする。

※4 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする。

※5 消費税及び地方消費税の額は除く。

※6 他の補助金を同時に受けることは可能であるが、補助金の総額が申請者の負担額を上回らない額を限度とする。

※7 補助金額は千円未満を切り捨てた額とする。